

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案の全部を次のように修正する。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七条」を「第七条の三」に改める。

第一条中「事業」の下に「（鳥獣の保護のための管理（以下「保護管理」という。）を行うことを含む。）」を加える。

第二条第六項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「とは」の下に「、希少鳥獣以外の鳥獣であつて」を加え、同項を同条第四項とし、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 この法律において「希少鳥獣」とは、国際的又は全国的に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣をいう。

第三条第二項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 希少鳥獣の保護に関する事項

第六条の見出しを「（鳥獣保護事業計画の実施に係る国の援助）」に改め、同条中「の実施に努める」を「を行う」に改める。

第七条第一項中「その数」を「、その数」に、「又は減少している鳥獣」を「若しくは減少し、又はその生息地の範囲が拡大若しくは縮小している鳥獣（希少鳥獣を除く。）」に、「保護のための管理（以下「保護管理」という。）」を「保護管理」に改め、同条第六項中「次に掲げる」を「第二項第三号に規定する区域内に第二十八条第一項の規定により環境大臣が指定する鳥獣保護区がある」に改め、同項各号を削る。

第二章中第七条の次に次の二条を加える。

（特定鳥獣保護管理計画の実施に係る国の援助）

第七条の二 国は、都道府県知事が前条第一項の規定により特定鳥獣保護管理計画を定めたときは、当該特定鳥獣保護管理計画が円滑に実施されるように、専門的な知識経験を有する人材の確保その他必要な体制の整備に対する援助、当該実施に必要な費用についての財政上の援助その他の必要な援助を行うものとする。

(希少鳥獣保護管理計画)

第七条の三 環境大臣は、希少鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるとき（特定の地域においてその数が増加している希少鳥獣がある場合にあつては、その増加が著しく、かつ、当該希少鳥獣の生息の状況その他の事情を勘案して当該特定の地域において長期的な観点から当該希少鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるときとし、特定の地域においてその生息地の範囲が拡大している希少鳥獣がある場合にあつては、当該希少鳥獣の生息の状況その他の事情を勘案して当該特定の地域において長期的な観点から当該希少鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるときとする。）は、当該希少鳥獣の保護管理に関する計画（以下「希少鳥獣保護管理計画」という。）を定めることができる。

2 希少鳥獣保護管理計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 希少鳥獣の種類

二 希少鳥獣保護管理計画の計画期間

三 希少鳥獣の保護管理が行われるべき区域

四 希少鳥獣の保護管理の目標

五 希少鳥獣の数の調整に関する事項

六 希少鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項

3 環境大臣は、希少鳥獣保護管理計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、中央環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 環境大臣は、希少鳥獣保護管理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係地方公共団体に通知しなければならない。

5 第七条第三項から第五項まで及び第七項の規定は、希少鳥獣保護管理計画について準用する。この場合において、同条第三項中「前項各号」とあるのは「第七条の三第二項各号」と、「特定鳥獣」とあるのは「希少鳥獣」と、同条第四項中「鳥獣保護事業計画」とあるのは「基本指針」と、同条第五項及び第七項中「都道府県知事」とあるのは「環境大臣」と読み替えるものとする。

第九条第一項中「調整」の下に「又は第七条の三第二項第五号に掲げる希少鳥獣の数の調整」を加え、同条第六項中「特定鳥獣保護管理計画が」を「次の各号に掲げる計画が」に、「特定鳥獣保護管理計画に係る特定鳥獣」を「各号に定める鳥獣」に、「当該特定鳥獣保護管理計画の」を「それぞれ当該各号に掲げる計

画の」に改め、同項に次の各号を加える。

一 特定鳥獣保護管理計画 当該特定鳥獣保護管理計画に係る特定鳥獣

二 希少鳥獣保護管理計画 当該希少鳥獣保護管理計画に係る希少鳥獣

第十二条第六項中「第二条第六項」を「第二条第七項」に改める。

第十五条第一項第一号中「あつては、」の下に「国際的又は」を加える。

第三十九条第三項の表網を使用する猟法又は第二条第二項の環境省令で定める猟法の項中「第二条第二項」を「第二条第三項」に改める。

第四十条第一号中「二十歳に」を「網猟免許及びわな猟免許にあつては十八歳に、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許にあつては二十歳に、それぞれ」に改める。

第五十二条第二項第一号中「又は」を「若しくは」に改め、「規定」の下に「又はこの法律に基づく処分」を加える。

第七十五条の次に次の一条を加える。

（公務所等への照会）

第七十五条の二 環境大臣及び都道府県知事は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

第七十七条の次に次の一条を加える。

（人材の確保等）

第七十七条の二 都道府県は、鳥獣保護事業が専門的な知識経験に基づき適切に実施されるようにするため、関係機関の職員に専門的な知識経験を有する人材を確保し、その資質を向上させるように努めなければならない。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第七十五条の次に一条を加える改正規定並びに次条及び附則第五条の規定は、公布の日から施行する。

（施行前の準備）

第二条 この法律による改正後の鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（以下「新法」という。）第二条第四項の環境省令の制定又は変更及びこれらに関し必要な手続その他の行為は、この法律の施行前においても、同条第七項の規定の例により行うことができる。

（鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可に関する経過措置）

第三条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（以下「旧法」という。）第九条第一項の許可を受けている者は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）に新法第九条第一項の許可を受けたものとみなす。この場合において、当該許可を受けたものとみなされる者に係る許可の有効期間は、施行日におけるその者に係る旧法第九条第一項の許可の有効期間の残存期間と同一の期間とする。

（指定猟法禁止区域に関する経過措置）

第四条 この法律の施行の際現に旧法第十五条第一項の規定による指定をされている指定猟法禁止区域は、新法第十五条第一項の規定による指定をされた指定猟法禁止区域とみなす。この場合において、当該指定をされたものとみなされる指定猟法禁止区域の存続期間は、施行日における当該指定猟法禁止区域に係る

旧法第十五条第二項の存続期間の残存期間と同一の期間とする。

2 この法律の施行の際現に旧法第十五条第四項の許可を受けている者は、施行日に新法第十五条第四項の許可を受けたものとみなす。この場合において、当該許可を受けたものとみなされる者に係る許可の有効期間は、施行日におけるその者に係る旧法第十五条第四項の許可の有効期間の残存期間と同一の期間とする。

(政令への委任)

第五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正)

第七条 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）の一部を次のように改正する。

第十条の二第一項中「第二条第五項」を「第二条第六項」に改める。

（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部改正）

第八条 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成十九年法律第三百三十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第四号中「第二条第三項」を「第二条第四項」に改める。

第七条の見出しを「（希少鳥獣保護管理計画又は特定鳥獣保護管理計画の作成又は変更）」に改め、同条中「都道府県知事」を「環境大臣又は都道府県知事」に改め、「当該都道府県の区域内における」を削り、「ときは、」の下に「希少鳥獣保護管理計画（鳥獣保護法第七条の三第一項に規定する希少鳥獣保護管理計画をいう。次条第二項において同じ。）又は」を加える。

第七条の二の見出し及び同条第一項中「都道府県知事」を「環境大臣又は都道府県知事」に改め、同条第二項中「都道府県知事」を「環境大臣又は都道府県知事」に改め、「認めるときは、」の下に「希少鳥獣保護管理計画若しくは」を加え、「その実施」を「これらの実施」に改め、「当該都道府県の区域内における」を削る。